明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・国土交通**五）　一

〔告　示〕
○適格消費者団体を公示する件（**消費者庁**七、八）　二
○東経百五十八度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（**総務**三〇四）
○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**四二三）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**四二四）
○日本国に帰化を許可する件（**同**四二五）
○無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書等の交換に関する件（**外務**三八四、三八五）　三
○社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の効力発生に関する件（**同**三八六）
○スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三八七）
○返納を命じた旅券を無効とする件（**同**三八八）
○外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により財務大臣の指定する国の一部を改正する件（**財務**一七六）　五
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（**国土交通**九五二）
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一七六～一八〇）
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**防衛**一六〇）　八
○高速自動車国道に関する件（**関東地方整備局**三三四、三三五）
○道路に関する件（**北陸地方整備局**九八、九九）　九
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**一八七、一八八）
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**同**一八九）　一〇

〔国会事項〕
〔人事異動〕
文部科学省　一〇
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一〇
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇

〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、会社更生、再生関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一六
三

省　令

○財務省・国土交通省令第五号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月二十三日

財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十九年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出し中「制限」を「制限等」に改め、同条中「機構は、」を削り、「と法第十七条各号に掲げる業務に係る勘定との間における資金の融通を」を「から法第十七条各号に掲げる業務に係る勘定（以下「他勘定」という。）への資金の融通は、既往債権管理勘定に属する業務上の余裕金（当該資金の融通を行った日からその償還期限までの期間を通じて同項に規定する既往債権管理業務（以下単に「既往債権管理業務」という。）に充てる見込みのない資金をいう。）の額を超えて」に改め、同条に次の一項を加える。

2　既往債権管理勘定から他勘定への資金の融通は、既往債権管理勘定からその融通を受ける勘定への貸付けとして整理するものとする。

附則第四条中「法附則第七条第五項に規定する」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。